

一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款の一部を改正する告示案及び 貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の一部を改正する告示案の概要

1 改正の背景

現行の一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款（平成 27 年総務省告示第 410 号）及び貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款（平成 28 年総務省告示第 25 号）において、特定信書便事業者が提供する特定信書便役務の提供区域、受付日時、信書便物の大きさ及び重量の制限、料金表（以下「提供区域等」という。）は、当該事業者の営業所の店頭に掲示することとされている。

令和 4 年 6 月、デジタル臨時行政調査会は、我が国がデジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」に沿って、デジタル改革、行政改革、規制改革を計画的かつ効果的に進めるため、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を決定した。

これと並行して、当該調査会では、代表的なアナログ規制である 7 項目（目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧縦覧規制）に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法令等の規定を洗い出し、一つ一つの規制について「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行った。その結果、当該標準信書便約款において、特定信書便事業者が提供する特定信書便役務の提供区域等を当該事業者の営業所の店頭に掲示することとされている規定が、代表的なアナログ規制の一項目である書面掲示規制として、デジタル原則に照らした規制の一括見直しの対象となっている。

このため、特定信書便事業者が提供する特定信書便役務の提供区域等に係る掲示等の方法について、デジタル原則を踏まえる必要がある。

2 改正の概要

特定信書便事業者が提供する特定信書便役務の提供区域等の掲示等の方法について、当該事業者の営業所の店頭への掲示又はインターネットによる公表のいずれかを選択可能とする旨を規定する。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。